**朝倉市スポーツ振興推進費補助金交付要綱**

（目的）

第１条　朝倉市体育協会は、本市におけるスポーツ競技の技術向上及び競技人口の拡大を図ることを目的に、各種大会に出場する市内在住の個人（以下「個人」という。）や市内に活動拠点を置く団体（以下「団体」という。）に対し出場補助金を交付する。

（補助対象大会）

第２条　補助金の対象となる大会は、福岡県民スポーツ大会並びに国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体含む）又は法人が統括する国内競技団体が主催、共催、又は後援を行う九州大会以上の大会とする。ただし、学校体育団体が主催する大会又は学校活動の一環として開催される大会を除く。

２　国際大会については、選考会、予選会等を経て各国の代表者等が出場する次の大会とする。

（１）世界選手権、アジア選手権、ユニバーシアード

（２）日本オリンピック委員会及びその加盟団体が日本代表等として出場者を派遣す

る大会

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げる大会は補助の対象外とする。

（１）営利を主たる目的とする大会

（２）宗教的、政治的活動を目的とする大会

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付対象者は、前条に記載する大会の予選や選考会にて選出された個人若しくは団体又は主催者による参加標準記録を通過し選手登録された個人若しくは団体で、朝倉市体育協会会長（以下「会長」という。）が認めるものとする。ただし、全国及び国際大会の出場者については、市内中学校出身者も認めるものとする。

２　前項に加え、次の場合は選手登録された者以外であっても補助する。

（１）個人競技でコーチやセコンド等（以下「コーチ等」という。）を必要とする場合は、その必要人数を補助対象とする。ただし、同一団体で個人競技に複数人の出場がある場合のコーチ等の数は、１団体につき３名を上限とする。なお、コーチ等にあっては例外的に市外在住であっても補助対象とする。

1. 団体競技においては、監督・コーチ等３名まで補助対象とする。

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては補助の対象外とする。

（１）他の補助金等の交付を受ける者

（２）朝倉市暴力団排除条例（平成２２年朝倉市条例第２０号）に規定する暴力団

及び暴力団員

４　福岡県民スポーツ大会については、第１条及び第３条第１項の規定にかかわらず、参加申込みを行ったものを補助対象とする。なお、コーチ等は補助対象としないが参加申込書に記載した者は補助対象とする。

（補助金の額）

第４条　福岡県民スポーツ大会については、参加料並びに参加者１名につき１，０００円（夏季大会を除く。）及び各団体（チーム）に対し２０，０００円を補助する。

２　その他の大会については、補助対象者１名につき別表に掲げる額とする。

（補助金の上限額等）

第５条　補助金の上限額及び交付回数は、次に定めるとおりとする。

1. 前条第１項に基づく補助金の上限額及び回数に制限は設けない。
2. 前条第２項に基づく補助金の上限額は、１団体につき２０万円とする。
3. 前条第２項に基づく補助金の交付は、同一人においては同年度内１回を限度とする。出場種目や大会が異なる場合も同様とする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、朝倉市補助金等交付規則（平成１８年朝倉市規則第４４条）に準じ、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない

（１）補助金交付申請書

（２）大会要項

（３）大会出場を証明する書類（登録名簿等）

（４）その他会長が必要と認めるもの

２　この補助金の交付を受けたものは、大会終了後速やかに実績報告を提出しなければならない。なお、添付する資料等は補助対象大会のものとする。

（補助金交付の取消し）

第７条　補助金申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消す。この場合、補助金申請者は補助金全額又はその取消し部分に該当する額を返還しなくてはならない。

（１）不正な手段により補助金を受けたとき

（２）交付申請及び実績報告において虚偽があったとき

（３）大会が中止され、又は大会に参加しなかったとき（自己の責めに帰さない場合を除く。）

（４）その他会長が必要と認めたとき

（その他）

第８条　この他、必要な事項は朝倉市補助金等交付規則に準じるものとし、朝倉市教育委員会と協議のうえ決定する。

附則

この規程は令和２年４月１日から適用する。

この規程は令和３年６月１５日から適用する。

この規程は令和４年４月１日から適用する。

この規程は令和５年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

大会出場補助金額表

|  |  |
| --- | --- |
| 大　会　区　分 | 補助金額 |
| 国際大会 | ３０，０００円 |
| 全国大会 | ２０，０００円 |
| 九州大会以上で広域に行われる大会 | １０，０００円 |

備考

いずれの場合も１大会に係る補助金額であり、大会期間による増額はない。